

福岡県馬術競技場の指定管理者の募集に関する要領

1 指定管理者の募集

福岡県（以下「県」という。）では、公の施設である福岡県馬術競技場（以下「馬術場」という。）の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読の上、申請書に必要書類を添えて、県へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）
- (3) 福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）
- (4) 福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則（平成元年福岡県教育委員会規則第7号）
- (5) 福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則（平成17年福岡県規則第78号）
- (6) 福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）

2 施設の概要

- (1) 名称
福岡県馬術競技場
- (2) 所在地
福岡県古賀市筵内564番地
- (3) 施設の設置目的
県民の体育・スポーツの普及振興を図り、併せて健康増進と福祉の向上に資するため。
(福岡県立体育・スポーツ施設条例第1条)
- (4) 活用目標
大規模大会や一般利用者向け体験会等のイベントを開催することで、馬術の魅力を発信し、毎年度、最高の利用者数を更新する。
(過去最高利用者数 R7：10,651 人)
- (5) 土地建物
敷地面積：35,750㎡
管理棟：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建：310㎡
観覧席数：800席
竣工：平成元年
- (6) 概要

施設名（管理棟）	面積等	施設内容・機能
ホール	41.6㎡	正面玄関入口

事務室	20.82㎡	管理事務室・受付窓口
管理人室	31.44㎡	警備員室
シャワー室（男子）	10.54㎡	温水シャワー（3）
更衣室（男子）	6.14㎡	ロッカー24人分
WC（男子）	9.69㎡	洋式1・小便器2
シャワー室（女子）	10.98㎡	温水シャワー室（3）
更衣室（女子）	7.71㎡	ロッカー24人分
WC（女子）	8.1㎡	洋式2
会議室（2F）	30.36㎡	20名収容
研修室（2F）	72.6㎡	洋室
団体事務室等	36.08㎡	団体事務室、厨房等

施設名	面積等	施設内容・機能
障害馬術競技場	8,000㎡	外柵、障害器具、散水蛇口等
馬場馬術競技場	4,081㎡	外柵、屋根付観覧席、散水蛇口等
覆い馬場	2,400㎡	覆い屋根、照明、放送設備、散水設備等
厩舎	1,457㎡	本厩舎25馬房、仮厩舎75馬房
審判棟	84.96㎡	外柵、障害器具、散水蛇口等

施設名	面積等	施設内容・機能
障害物収納庫等	84.6㎡	障害物収納庫・農機具舎
飼料舎等	73.6㎡	飼料舎・馬糞置場
馬診療所	57.98㎡	診療、治療、装蹄
屋外トイレ	23.52㎡	男子洋式1・小便器2・女子洋式2 ・多目的便所1
倉庫	26.91㎡	

(7) 避難所等の指定

福岡県馬術競技場は避難所に指定されていませんが、災害時の状況によっては、事後的に古賀市から避難所として指定される可能性があります。このため指定管理者は、あらかじめ県及び古賀市と協議を行い、役割分担等について取り決めを行った上で必要な対応を行うこととなります。

3 指定管理者が行う業務

現在、指定管理者が行っている業務は以下のとおりです。

応募団体は、業務の内容及び基準について「現行の管理状況」を参考とし、必要と考える業務の仕様により、事業計画書において管理体制（人員配置、外部委託等）及び管理経費等を提案してください。

(1) 馬術場の利用許可・料金等徴収業務

- ア 馬術場の利用の許可（取消）に関する業務
- イ 受付及び予約管理業務
- ウ 駐車場整理業務
- エ 馬術場の利用に係る料金（利用料金）の徴収に関する業務（キャッシュレス決済含む。）

(2) 馬術場施設・設備の維持管理等業務

- ア 清掃業務
- イ 建物・設備保守点検業務（法定点検含む。）
- ウ 警備業務
- エ 施設設備の修繕・改良・改修
 - ・ 1件100万円未満の修繕は、指定管理者が行うものとします。
 - ・ 大規模な改良・改修工事は、事前に福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と指定管理者とで協定を締結し、原則として県が行うものとします。
- オ 衛生管理業務
- カ 馬術場の利用に係る設備備品等の設置補助業務
- キ 備品の管理

ク その他安全防災関連業務

- ・ 安全確保・緊急時対応
- ・ 防災計画立案・防火訓練実施業務

(3) 経理・利用統計業務

ア 経理業務（日次・月次決算含む。）

イ 利用統計業務

(4) スポーツ教室等企画運営業務（指定管理者が自主的に実施することができる事業）
県民がスポーツに親しむことを目的とし、多様なニーズに対応した各種のスポーツプログラムサービス等を企画実施してください。

（指定管理者が自主企画事業として実施する場合は、あらかじめその内容について県と協議し、承認を受けることが必要となります。）

ただし、競技団体等の優先利用を考慮してください。

注：この事業に係る経費については委託料に含まれていません。全て事業収入でまかなうものとします。

(5) その他

ア 広報啓発業務

イ その他本県の体育・スポーツの普及振興に資する業務

※ 業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

※ 指定管理者の業務とならないもの

次表に掲げる入居団体が行う業務（法令に基づき県から許可を受けて馬術場に入居している団体が実施する事業、施設運営業務等）は、指定管理者の業務とはなりません。

入 居 団 体	実 施 事 業 等
福岡県馬術連盟	同団体が実施する県有馬の飼育管理業務

※ 入居団体の出入りの妨げにならないように、休館日、閉館時間の際の対応に配慮してください。

※ 馬術場の指定管理者による自動販売機の設置

県有財産に自動販売機を設置させるに当たっては、原則として県が貸付の手続きによって行うこととなっていますが、馬術場の指定管理者に対する施設運営上のインセンティブの一つとして、当該指定管理者が法令に基づき県から許可を受けて実施する事業とします。

なお、指定管理者は、自動販売機を設置する場合、県に目的外使用許可申請を行い、福岡県行政財産使用料条例等で定める定額の使用料を納付する必要があります。

4 管理に関する基準

(1) 利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が馬術場を利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及び馬術場に従事している者（以下「従事者」という。）は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領（平成28年3月福岡県教育委員会訓令第1号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行之、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

（2）秘密保持義務

従事者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、馬術場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

（3）休館日

現行は次のとおりですが、指定管理者は教育委員会の承認を得て、臨時に休所し又は開所することができます。

したがって、利用者サービスを向上させる観点から、業務執行体制（人員の確保）や管理経費、利用料金収入等について総合的に考慮して事業計画書で提案してください。（現行は、毎週火曜日、及び年末年始（12月29日から1月3日まで）です。）

（4）利用時間

現行の開館時間帯（午前9時00分から午後5時00分）は最低限開館することとし、休館日と同様の観点から事業計画書で提案してください。

（5）優先利用

馬術場が本県の中核的体育・スポーツ施設であることから、県及び教育委員会の実施する事業と競技団体等に対しては、時間外利用、優先予約などの優先的な利用を現指定管理者は認めています。

今後も、既に優先利用を認めているものに対しては引き続き優先利用を行わせるとともに、本県のスポーツ振興の観点から、優先利用について必要と認められるものに対しても、同様の取扱いをするようにしてください。

（6）関係法令の遵守

指定管理者は業務遂行に当たって、地方自治法、関係条例及び規則のほか、当該施設に関して教育委員会が定める要領等、関係法令を遵守してください。

（7）情報公開

指定管理者が馬術場の管理を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの情報公開については、関係法令等を遵守し規程を整備した上で、適切に対応してください。

（8）業務の一括委託の禁止

指定管理者は、馬術場の管理を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、業務の一部について、あらかじめ教育委員会が認めた場合はこの限りではありません。

（9）職員の配置

職員の配置については以下の項目を全て満たしてください。

- ア 施設の管理運営業務の責任者は、常勤雇用するものとし、開館時間内は常時 1 名以上配置すること。
- イ 防火管理者の資格を有する者を配置すること。
- ウ 施設利用者に対し、体育備品の適切な取扱いや安全指導が行える職員を配置すること。

5 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。ただし、この指定期間は、県議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする団体は、次に掲げる（１）及び（２）の要件（グループで参加する場合は（１）から（３）までの要件）を全て満たしてください。

- （１）福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- （２）次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。
 - ウ 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。
 - オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
 - カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないもの。
 - キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるもの。
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。
- （３）グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

7 選定方法

(1) 選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性（公益性）の確保	管理運営方針等	県の方針の反映、組織体制 施設事業との関連、関係団体との連携
	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方
施設利用及びサービスの向上	利用の促進	事業の展開 広報・PR対策
	サービス・利便性の維持向上	サービス向上策の提案
		教育・研修システム
		相談や苦情への対応
		安全対策、危機管理
経営（収支）改善	収支の改善 経営の効率化	収入の確保
		総人件費
		今後の収支改善計画
		経営の効率化
職員確保方策及び健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画 業務引継時の雇用対策
	健全な財政基盤	経営等の状況
		資産等の状況
施設管理上の個別事項	その他の特記事項	個人情報保護、情報公開
		入札参加制限等
		利用の調整
		業務実績等（類似施設の管理実績等）

※大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としない。

(2) 選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施した上で評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定します。
なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

8 指定管理者の指定及び協定等の締結

(1) 指定議決

指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ県議会の議決を要します。
その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・団体名、③指定期間です。

(2) 協定等の締結

県議会の議決を経て、指定を通知した後に、教育委員会と協定等を締結します。
協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の2本立てとなります。協定の内容については、次の事項を予定しています。

〔基本協定〕

ア 総括的事項

- 協定の趣旨、指定管理者が行う管理業務の内容、協定の期間、事業計画など
- イ 管理業務の履行に関する事項
管理業務の一括再委託の禁止、管理者の義務、物品類の使用・帰属、原状変更、責任分担、個人情報の取扱い、情報公開、関係書類の整備など
- ウ 管理経費に関する事項
利用料金の取扱い
- エ 業務の報告及び監督に関する事項
業務報告書（月例）及び事業報告書（年度）の提出、事故の場合等の報告、県による監査・監督など
- オ 指定の解除に関する事項
指定の解除を行う場合、指定の解除に伴う管理経費の返還など
- カ 損害の賠償に関する事項
指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害に係る賠償
- キ 指定期間満了に伴う措置に関する事項
原状回復、事務の引継ぎなど
- ク 反社会的勢力の利用の排除に関する事項
- ケ その他の事項
権利義務の譲渡等の禁止、疑義の処理など

9 委託料等

（１）管理委託料

県が支払う管理委託料については、5カ年総額が115,281千円（管理委託料上限額）以内となるよう、収支計画書を作成してください。

（単位：千円）

		単年度経費（税抜き）
管理経費	人件費	7,051
	物件費 ※1	19,176
	小計 A	26,227
利用料金（収入） B		3,535
現指定管理者による経営努力額 C		317
県が支払う管理委託料 (A-B+C)		23,009

※1 令和9、12年度は、上記の額にそれぞれ118千円を加えます。

※2 指定管理者のインセンティブ確保に向けた考え方

県では、「公の施設は、より多くの県民に利用いただくことでその設置目的を果たすことができる」との観点から、利用料金収入実績を類似施設と比較することで、県が支払う委託料を増減させる考え方を導入しています。

指定管理受託後、類似施設と比較して高い利用料金収入実績を上げれば、次回選定時に委託料が上乘せされ、逆であれば減額されることとなります。

（２）支払方法

県が指定管理者に委託料（管理委託料）として四半期ごとに支払います。

県が管理委託料上限額を算定する際に用いた人件費単価及び下記価格指数につい

て、公募時点から上昇または下落した年度においては、管理経費を見直した上で翌年度の協定に反映します。

物品	企業物価指数（日本銀行調査統計局）
サービス	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）

なお、12月までの指数の平均が、協定で算定した指数よりも上昇した場合には、その上昇分に係る管理委託料を別途算定します。

（３）収入の確保（利用料金の設定）

施設の利用料金は、条例の規定の範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入となります。

利用料金の設定金額及びその基本的な考え方、収入確保の方策等を、事業計画書において提案してください。

※ 馬術場の管理に要する管理経費は、県から支払う委託料と利用料金収入をもって充てることとします。

（４）委託料の精算

利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する資金不足が生じた場合は、原則として補填は行いません。

（５）利用料金の減額及び免除

福岡県立体育・スポーツ施設条例において、利用料金の減額及び免除（以下「減免」という。）についての規定が設けられています。

これは、県が公の施設を運営する上で必要な措置として設けていますので、現行の減免規定等を踏まえ、利用料金の設定と併せて、事業計画書において提案してください。

（６）契約継続中のリース契約

現指定管理者がリース契約をしている備品等のうち、契約期間が令和9年4月以降継続しているものに関しては、新指定管理者はリース契約が終了するまでその契約を原則継続していただきます（※リース一覧は現地説明会時に示します。現地説明会に参加できない場合は、個別に、お問い合わせください）。

なお、指定後に新指定管理者が行うリース契約による備品等は次の指定管理者への引き継ぎを前提としません。

（７）その他

指定管理者の指定後、指定期間が開始するまでの間において準備や引き継ぎ等のため必要となる経費については指定管理者の負担とします。

10 ネーミングライツ（施設への愛称命名権）

県では、一部の県有施設にネーミングライツを導入し、その収入は、より県民が利用しやすい施設とするための整備に活用しているところです。

現在、ネーミングライツを導入する対象施設の拡大を検討しており、今回、指定管理者を募集する馬術場についても、指定期間内にネーミングライツを導入する可能性があります。その場合、看板の掲出等で指定管理者が行う業務に影響を及ぼすことがありますので、指定管理者は、必要に応じて関係者との協議や調整等にご協力ください。

11 キャッシュレス決済

県では、施設利用者の利便性向上のため、県有施設へのキャッシュレス決済を導入しております。

これにより、指定管理者となる者は、キャッシュレス決済に係る加盟店申込、決済端末等設置申込等の事務手続きが必要となります。

12 指定管理者と県の責任分担等

県と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めます。

		県	指定管理者
物価の変動（人件費、物件費等）に伴うコスト増		○	
金利や為替の変動に伴うコスト増			○
施設（建物・工作物・機械設備等）の保守点検及び維持管理（1件100万円以下の軽微な修繕を含む）			○
施設設備の大規模修繕	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	指定管理者の故意・過失によるもの		○
	上記以外の経年劣化、第三者行為で相手が特定できないもの等	協議事項	
事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任	不可抗力（自然災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない事象）に伴うもの	○	
	管理者としての義務を怠ったことによるもの		○
施設の火災保険（共済）加入		○	
施設の火災保険（共済）支払			○
施設賠償責任保険加入			○
包括的な管理責任		○	

※ 注意義務違反等、指定管理者の責めに帰すべき事由による損害については、指定管理者が賠償するものとします。

※ ただし、表に定める事項に疑義が生じた場合又は表に定めのない事項については、県と指定管理者で協議の上、責任の分担を決定するものとする。

13 事業報告書の提出

毎事業年度終了後、指定管理者は馬術場の管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりです。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 馬術場の利用状況
- ③ 管理経費及び料金収入の実績

また、毎月業務の終了後、翌月10日までに定期業務状況報告書（毎月の馬術場の利用実績、収支状況等）を提出しなければなりません。

14 物品等の使用・帰属

県は、指定管理者に対し、馬術場の管理業務に必要な物品等は無償で貸し付けるも

のとします。指定管理者は、物品等の使用及び保管については善良な管理者の注意義務をもって行うこととなります。指定管理者が馬術場の管理業務のために県から支払いを受けた管理経費により購入した物品については、県が指定するものを除き指定管理者に帰属します。

15 調査、指示及び監査等

(1) 調査、指示等

県は、指定管理者による馬術場の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

(2) 監査

県の監査委員等が県の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

(3) その他

指定管理者は、馬術場利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等を実施し、利用者の意見・苦情等の聴取に努め、その結果と業務改善への反映状況について県に報告してください。

16 指定の取り消し等

(1) 指定の取消し

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、教育委員会はその指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取り消しにより、県に損害が発生するときは、県は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

(2) 指定管理者から指定の解除を求める場合

指定期間中において、指定管理者から指定の解除を求める場合は、解除を希望する日の1年前までに申し出を行っていただき、教育委員会と協議するものとします。

この場合、指定の解除により、県に損害が発生するとき、県は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

(3) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定が取り消されたとき若しくは解除されたときは、速やかに施設設備等について原状の回復をしなければなりません。

(4) 業務の引継ぎ

指定管理者は、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力する義務を負うものとします。

17 応募（申請）方法

次の書類について、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データでの提出をお願いします。PDF化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合、事前に御相談ください。

【ふくおか電子申請サービスについて】

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001>

上記サービスにて応募（申請）する際に提出先を選択する必要があります。当施設の申請書類の提出先は「体育スポーツ健康課管理係」ですので、「体育スポーツ健康課管理係」を選択の上御応募ください。

（１）申請書類

- ① 指定管理者指定申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支計画書
 - ④ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書
 - ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
 - ⑥ 登記事項証明書（法人でない場合は設立からの経緯書）
 - ⑦ 役員の名簿及び履歴を記した書類
 - ⑧ 過去３年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
 - ⑨ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
 - ⑩ 福岡県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ⑪ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
 - ⑫ 法人等の諸規程類（文書、個人情報保護、経理、給与、就業等に関する規則又はこれらに準ずるもの）
 - ⑬ グループ応募の場合は、構成団体を記した書類及び協定書
 - ⑭ 応募に当たって必要な資格、免許を有する旨の証明書
 - ⑮ 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
 - ⑯ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書
 - ⑰ 共同事業体協定書兼委任状
- ※①、④、⑯、⑰の書類への押印は不要です。
※⑰は共同事業体を結成し、応募する場合のみ必要です。

（２）留意事項

ア 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

イ 応募の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退申出書を提出していただきます。

ウ 虚偽の記載をした場合

提出書類の内容に虚偽の記載があった場合は、その事実が確認された時点で、応募資格を喪失したものと取り扱います。

エ その他

必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

18 申請期間（書類の受付期間）

令和8年7月21日（火）から令和8年9月18日（金）までの午前9時00分から午後5時45分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

19 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催しますので、応募予定者はできる限り参加してください。

開催日時：令和8年8月5日（水）午後2時00分～午後4時00分まで

開催場所：福岡県馬術競技場

古賀市筵内564

参加申込：団体名、参加希望人数、及び担当者氏名を明記の上、21の問い合わせ先に令和8年7月29日（水）までにFAX又は電子メールによりお申し込みください。なお、応募（申請）を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

20 質問事項の受付及び回答について

① 受付期間：令和8年7月21日（火）から令和8年9月4日（金）

② 提出方法：質問票に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX：092-643-3926

E-mail：ksports@pref.fukuoka.lg.jp

③ 回答方法：回答は、随時、FAX又は電子メールで質問者に送付するとともに、福岡県庁ホームページで公表します。

21 申請書類の提出先及び問い合わせ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話：092-643-3921

FAX：092-643-3926

E-mail：ksports@pref.fukuoka.lg.jp

22 今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続きを進めます。

令和8年 8月 5日 現地説明会

令和8年 9月18日 申請書類受付締切

令和8年 9月 下旬 書類審査、ヒアリング

令和8年10月 下旬 指定管理者選定委員会

令和8年11月 上旬 指定管理者の候補者内定

令和8年12月 下旬 指定議決

令和9年 1月 指定管理者の指定の告示

令和9年 3月 教育委員会と指定管理者との間で協定締結

令和9年 4月 指定管理者による管理開始